

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」第3分科会検討資料

<目次>

3-1 市政運営の仕組み（市民協働関係）	…	1
（1）協働の位置付け	…	1
（2）協働の推進	…	3
（3）情報の共有	…	5
（4）審議会・懇談会	…	7
（5）住民投票	…	9
3-2 市政運営の仕組み（執行機関関係）	…	11
（1）地域自治	…	11
（2）総合的な市政運営	…	14
（3）健全な財政運営	…	15
（4）行政評価	…	17
（5）執行機関の組織	…	19
（6）行政手続	…	20
（7）条例の制定及び活用	…	21
（8）法令の遵守	…	22
（9）国及び他の地方公共団体との連携及び協力	…	23
（10）条例の見直し	…	24

<凡例>

- … 委員から出された意見
- … 既に本市に存在する制度，又は他自治体で検討された事項（事務局で追加）
- ◎ … 「宇都宮市らしさ」を表現していると考えられるもの
- 斜体 … 既に施行された他の自治体の自治基本条例における一般的な論点・項目を，事務局として追加したもの

※ 「参考：他自治体の自治基本条例の条文」…事務局で追加

3-1 市政運営の仕組み（市民協働関係）

(1) 協働の位置付け

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民協働の意義，位置付け
- 参画意識
- 官民（市民，住民，企業，行政）一体
- 主体と範囲，枠組み（市民と行政，市民と市民の協働，役割分担）

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 市民協働推進指針
- 市民協働推進計画

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 自治基本条例においては，公共的活動における「市民協働」の意義や目的（市民協働の位置付け）を明らかにする必要があるのではないか。
- ・ 「協働」とは，次に掲げられるようなことであるが，既に『市民協働推進指針』の中である程度整理されているので，それとのバランスを考慮しながら，定義付けていくのがいいのではないか。
 - ① 市民と行政とが対等な立場で協力をしながら，それぞれの持ち場で役割を果たすこと。
 - ② 対等な立場であるためには，市民と行政の双方の情報開示が必要であること。
 - ③ お互いを信頼，理解，尊重し合い，連携と協力をしていくこと。
 - ④ 市民と行政がお互いに変革していくこと。
 - ⑤ 地域のことは地域ですという意識が必要であること。
 - ⑥ 市民と行政の適正な役割分担が必要であるということ。

（参考）委員から出された意見

- ・ 「協働」を論じる前に，「市民」の定義を明確にする必要がある。市民協働における「市民」と狭義の「市民」は，分けた定義の仕方をしないと混乱する。
- ・ 「参画」の考え方を明確にする必要がある。どの程度の市民参画を目指すかによっても内容が違ってくると思うが，その辺も検討すべきと思う。
- ・ 「参画」の考え方については，『市民協働推進指針』の22，23ページを参考にしながら明確にするのがいいのではないかと。
- ・ 市民，議会，行政の誰もが正確に理解できるよう，条例の中で協働について丁寧に定義する必要がある。丁寧な定義が市民理解につながると考える。
- ・ 「協働」というところをきちっと考えるのが第3分科会の役割という感じがする。ここがきっちりしていないと情報の共有とか審議会とかなかなかうまく機能しないだろうと思う。

- ・ 「協働」とは、市民と行政とが対等な立場で協力をしながら、それぞれの持ち場で役割を果たすことではないだろうか。
- ・ 「協働」とは、市民と市が力を合わせる事。そのためにはお互いの信頼、理解、尊重が不可欠となる。市民と行政がお互いに不信感をもっているのは、協働は成し遂げられない。
- ・ 市民であれば誰でも意見が言えて、みんなで対等に議論することができるというのが、「協働」という意味なのではないかと思う。
- ・ 「協働」については、『市民協働推進指針』の中である程度整理されている。これとの関わり方をどうするのかというのはあると思う。
- ・ 「市民の成長」だけではなく、「行政の成長」も意識してやって欲しい。条例に盛り込むときには、字面だけではなく、対等な立場とか相互の信頼に重しをつけるような仕掛けが必要なのではないか。
- ・ 築瀬のグリーンベルトでの取組がいい例。花壇整備を市民協働で進めた結果、「花壇整備費の削減」、「地域交流」、「地域美化」が達成できた。こうした具体的な例を挙げて、こういったことが「協働」なんだよといったものを示していけたらいいと思う。
- ・ 市民協働が対等な立場であるという前提は、行政側が情報を開示するということから始まるというのが基本だ。
- ・ 情報開示については、市民の側からもしていかなければならない。そうしなければ、行政とか企業とかから信頼されなくなる。双方の情報開示が必要だ。
- ・ 行政任せではなく、市民には主体的に関わろうという意欲が必要。現状以上に豊かな地域社会にするため、自分たちのまちは自分たちで作る、守るという気概が必要だ。
- ・ これまでの議論を総括すると、協働の推進を検討する上で重要なキーワードとしては、①情報の共有化、②相互の信頼、③対等な立場、④市民・行政の双方の変革、⑤連携と協力、⑥地域自治、⑦地域のことは地域で（行政任せにしない）、⑧市民と行政の「適正な役割分担」にまとめられる。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民協働とは、市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者及び市が共通の目標を実現するため、互いに情報を共有し合い、対等の立場に立って、相互に信頼し、理解し及び尊重し合いながら、役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して、効果的に自治に取り組むことをいうこと。

（分科会で出された意見の集約事項）

- ・ 「協働」を考える上でのキーワード
「情報の共有化」、「相互の信頼」、「対等な立場」、「市民・行政の双方の変革」、「連携と協力」、「地域自治」

（参考）

- ・ 市民協働とは、「市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市が共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して、効果的に自治に取り組むこと」をいうこと。（市民協働推進指針より）

(2) 協働の推進

《条例に盛り込みたい事項》

- タウンミーティングの実施
- 市民による政策提言の機会の増加，行政の支援
- 産業の調和，地域間の調和
- 地域住民の連携，協力

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- パブリックコメント実施要綱

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(豊田市まちづくり基本条例)

(住民の参画の推進)

第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。

2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。

3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

(協働の推進)

第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市が、市民協働を推進していくことを明らかにすべきではないか。
- ・ 市民協働に関しては、既に各種の取組がなされているが、今後もさらなる進展がみられると予想されることから、具体的な手法等を規定するのではなく、一般的・普遍的な内容・文言とするべきではないか。
- ・ 協働を推進するためには、
 - （・ 市民が意見を出す機会（例：公開説明会，参加型検討会，意見聴取制度）を増やすことが必要ではないか。
 - ・ 市民が意見を出しやすくするために、地域をまとめて牽引する「市民のリーダー」の存在が必要ではないか。
 - ・ 「市民会議」のやり方とか従来あるやり方を、もう少し工夫することが必要ではないか。
 - ・ 市に対してのほか、議会に対しても市民が意見することが可能となるルールを設けるべきではないか。
 - ・ 例えば「電子会議室」のように、双方向の意見交換の場を設けることが必要ではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 市民が意見を出す機会、場を増やすことが必要となろう。例えば、「公開説明会」や「市民参加型の検討会」を開催したり、「意見聴取制度」を確立したりするなど。誰もが重要な施策について意見が出せる、そういう情報が得られる機会をいかにたくさん作れるかが重要だ。
- ・ こういう意見を出すために、地域をまとめて、牽引する「市民のリーダー」が不可欠だ。
- ・ 市民の意見をまとめる「市民会議」の設置が必要だ。また、市に対してのほか、議会に対しても市民が意見することが可能となるルール、制度も必要ではないか。
- ・ 特定の年代だけでなく、広い年齢層（特に若者）が市政に参加することも重要だ。
- ・ パブリックコメントの出し方に工夫が必要だ。分かり易く絵なんかも入れて、一般市民の人がアクセスしやすいようにしてやるようにしてはどうか。
- ・ パブリックコメントでは一方向。例えば「電子会議室」のように、双方向の意見交換の場があってもいい。
- ・ 日常的に行政が地域に出て、市民と対等の立場で対話をする努力を忘れてはいけないと認識している。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、市民の多様な参画の機会を整備しなければならないこと。
- ・ 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定しなければならないこと。
- ・ 執行機関は、市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取しなければならないこと。
- ・ 執行機関は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 誰もが重要な施策について意見が出せること、また、そういう情報が得られる機会をたくさん作ること。
- ・ 事前に案を公表する「努力」をすること。
- ・ 市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取すること。

(3) 情報の共有

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民と議会・行政，市民と市民の情報の共有化
- 情報公開

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 宇都宮市情報公開条例
- 宇都宮市個人情報保護条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(情報共有)

第五条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

(情報の共有と説明責任)

第二十二條 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(情報の共有と説明責任)

第二十七條 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(情報の取扱い)

第19條 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。

3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 行政側からだけではなく、市民側からも執行機関や市議会に情報を公開するべきではないか。
- ・ 情報の取扱いにおいては、個人情報保護に注意を払う必要がある。
- ・ 積極的に情報を提供するということを規定すべき。
- ・ 情報共有のために、市民に対する説明責任を定めることが必要ではないか。

- ・ 「情報の共有」に当たっては、(1)の「市民協働」の範囲や定義などと整合性を持たせた方がいいのではないか。
- ・ 情報を公開するに当たっては、期限的なものを設けた方がいいのではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 行政側・議会側からだけではなく、市民側からも執行機関や市議会に情報を公開するべきではないか。三者がそれぞれ求め合い、知らせ合うことが必要だ。
- ・ 他市の条文をまとめると、①「個人情報保護への配慮」、②「積極的な情報提供」、③「市民への説明責任」、④「情報の開示の請求」といった点にまとめられるのではないか。
- ・ 「公共的活動において」という限定的な規定の仕方だと事業者とかは除かれてしまうので、この文言をはずして「市民のすべて」といった趣旨で規定すべき。
- ・ 2ページで言っている「市民協働」の範囲と整合性を持たせた方がいい。
- ・ 情報を公開するに当たっては、期限的なものを設けた方がいいのではないか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者及び市は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有に努めなければならないこと。
- ・ 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に当たり、情報を積極的かつ速やかに提供するように努めることにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 個人情報保護に配慮すること。
- ・ 積極的な情報の提供をすること。
- ・ 市民への説明責任を果たすこと。
- ・ 三者（市民、議会、執行機関）がそれぞれ情報を共有し合うこと。
- ・ 対象とする範囲は、「市民協働」の範囲・定義と整合性を持たせること。
- ・ すべての情報を速やかに出すこと。

(4) 審議会・懇談会

《条例に盛り込みたい事項》

- 審議会の役割

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 審議会、委員会制度の改善に関する指針
- 附属機関等の会議の公開に関する要領
- 附属機関等の委員の公募に関する要領

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 川崎市自治基本条例)

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(住民の参画の推進)

第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。

2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。

3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 既に執行機関の内部にある指針等に、基本的な考え方や手続が記載されていることから、これらを踏まえる必要があるのではないか。
- ・ 審議会・委員会・懇談会は、公開するとともに、審議会・委員会・懇談会の性質に応じ、公募委員の導入等の市民の参画を推進することを明確化したらどうか。
- ・ 特別な場合を除いては、公募委員を必ず入れるようにした方がいいのではないか。
- ・ 三鷹市の条例のように、委員構成（男女の比率、年齢構成、選出区分等）がバランスよくなるようにするのもいいのではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 附属機関等の委員の公募については、豊田市のように「市民の参加を推進します。」というのではなく、もう少し踏み込んだ表現にした方がいい。「公募委員を入れるように努めなければならない。」として、特別な場合を除いては公募委員を必ず入れるような条文にしていきたい。
- ・ 年齢制限とか、そういうものがあるのであれば、取り払った方がいい。
- ・ 三鷹市の条例のように、委員構成がバランスよくなるようにするのもいいのではないかな。
- ・ 基本的には、公募委員を入れるということはいいと思うが、ただし書で「審議会の内容に応じて・・・」という文言をいれるべきではないか。どんな審議会でも公募委員を入れなければならないというわけではない。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 執行機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、その設置の目的に応じ、当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 特別な場合を除いては公募委員を必ず入れるような条文にすべき。ただし、すべての審議会に公募委員を入れるのではなく、「審議会の内容に応じて・・・」という文言を入れ、必要に応じて公募委員を入れるようにするのがいいのではないかな。

(5) 住民投票

《条例に盛り込みたい事項》

- 住民責任を明確にするための住民投票制度

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(住民投票)

- 第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ それぞれの事案に応じて住民投票をするといった、個別設置型の条文とすることでいいのではないか。
- ・ 住民投票ができる対象は、「有権者」とすることが適當ではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 住民からの動きがあれば、それぞれの事案に応じて住民投票するという形式でいいのではないか。
- ・ 住民投票をすることができる者の年齢については、18歳からとか16歳からとかいうところもあるが、本市においては、「有権者」のままでいいのではないか。
- ・ ある程度の年齢に達しないと適正な判断が難しいと思うので、「有権者」ということで妥當ではないか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができること。
- ・ 住民投票を実施することを定める条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な

な事項を定めるものとする。

- ・ 議会及び市長は、前2項の定めるところにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならないこと。
- ・ 個別の条例で定める投票資格要件は、「選挙権を有する者」とすること。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 住民投票を実施するときは、対象事案に応じて、条例を定めて行うこと。
- ・ 住民投票を実施する場合の「住民」の対象は、「有権者」とすること。

3-2 市政運営の仕組み（執行機関関係）

(1) 地域自治（地区行政）

《条例に盛り込みたい事項》

- 地域自治の推進，地区分権による小さな政府への志向
- 地域自治（まちづくり）に必要な費用の負担（支援）のあり方
- 小学校区単位の地域自治制度
- 地域における情報発信，情報共有
- 意見，要望，苦情等に対する速やかな応答をする機関の設置

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 地区行政の推進に係る大綱
- 宇都宮市地区行政推進計画

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 「地域自治」に関しては，既に『地区行政の推進に係る大綱』，『宇都宮市地区行政推進計画』が策定され，基本的な考え方や今後どのようなことに取り組むかが記載されていることから，これらを踏まえる必要があるのではないかな。
- ・ 自治基本条例においては，「地域自治」とは何か，どのようなことを目的とするのか等，基本的なことを定めるのではないかな。
- ・ 「地域自治」については，「特別な事情がない限り，小学校区単位を基本単位とする。」としてはどうか。
- ・ 一律に「小学校区」がいいということを盛り込むのではなく，例えば，「小学校区等に配慮して」といった表現を加えるなど，「適正な地域区分」というものをもう少し丁寧に規定してはどうか。
- ・ 行政側が言う行政エリアというのは，必ずしもコミュニティと一致しないので，その辺の違いは表現しておいた方がいいのではないかな。
- ・ 市民の生活のまとまりを尊重したような「地域自治」というのは言っておいた方がいいのではないかな。
- ・ まちづくりを進める際の地域区分について触れるのであれば，市（執行機関）が行う行政サービスに限らず，自治を担う各主体すべてが関わる事項として定め，「市政運営の仕組み（市民協働関係）」の事項とした方が良いのではないかな。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 市内の中心部は、小学校区単位で連合自治会を組織している。しかし、周辺部においては、これが中学校区単位であったりする。周辺部においては人口も急激に増えているので、中心部だけではなく、周辺部においても小学校区単位で連合自治会を組織するよう規定すべきではないか。
- ・ 自転車で回れる程度の範囲の組織が一番機能する。小学校の生徒数で400～500人程度、世帯数で2,000程度の地区割にしておけば、自治活動なり、意思伝達なり、新しいまちづくりなりの方法付けがうまくいく。
- ・ 地域の共同体については、子供が徒歩で歩ける範囲が一番基本であると考えている。しかし、「地域自治」というものが、地域の問題をみんなで解決していこうといったことを指すのだとすれば、歴史的な経過も1つあるのではないか。1つのまとまりとして歴史的やってきたのだとすると、それを分断するのはいかなものかというものがある。
- ・ 小学校区は、コミュニティの基礎的単位だ。「生活圏」としての意味を持っている。ただ、一律に「小学校区」がいいということを盛り込む事項として入れることがいいのかどうかは検討の余地がある。
- ・ 事務局案に「適正な地域区分に基づき・・・」とあるが、そこをもう少し工夫して、例えば、「小学校区等に配慮して」とかいうものを入れるなど、「適正な地域区分」というものをもう少し丁寧に規定してもらいたいのではないかなと思う。
- ・ 行政的な捉え方と市民の捉え方とを、どこで整合性をとるのが大切。また、学区とかでもいろいろな事情で苦慮している部分もあるので、そういった地区割についてもどこかで考え直さないといけないといけない。もちろん、小学校区が一番いいとは思いますが、増えている学校もあれば減っている学校もあるなど、安直にそうともいえない事情もある。
- ・ 「特別な事情を考慮しながら、小学校区を基本単位として」という考え方を入れていただきたい。やはり、顔が見える範囲でやるのが、一番活発になっていいと思う。
- ・ 小学校区単位というのは賛成だが、地元では子供がいなくて、老人ばかりの団地もあり、自治会が組織できなくなっているところもある。そういう問題もあるということも認識しておいてもらいたい。
- ・ 行政側から言った場合の行政エリアというのは、必ずしもコミュニティと一致しない。地域の共同体というのは小学校単位であるというのは間違いないと思うが、行政側から施策を展開する場合は、また別の切り口が出てくると思う。
- ・ 「地域自治」を市政運営の仕組みとしてここでは触れているわけですが、「地域自治」と言ったときに、コミュニティの問題、自治会の問題、これは我々第3分科会でしか対象にしていないが、第2分科会では、地域活動団体というのと、地域コミュニティというのをきちんと位置付けている。したがって、市民の生活のまとまりを尊重したような「地域自治」というのは言っておいた方がいいのではないかな。
- ・ 分科会に分かれる前に、「自治会」と「地域コミュニティ」は別物であるという意見もあった。自治会はパワーがあるが、必ずしも地域の代表団体であるということとは言えないと思う。新しい感覚のよその地域の生活経験のある方も増えてきている。この点は他の分科会でも議論されているはずで、全体会の際の議題になると思う。
- ・ 1つは、自治会は、特別な事情がない限りは小学校区を単位とするという意見を入れていただきたいということ、もう1つは、地域の活動団体は、必ずしも自治会でなければならないとは言い切れないという意見も出ているということ。こういったこと

で、この項はまとめさせていただく。

- ・ 「地域活動団体」の意味は広く捉えたい。自治会、婦人会、ボランティア団体、PTA等を全て包含する概念であるべきである。
- ・ 「地域活動団体」として、NPOの役割も大きい。地域の担い手として、NPOが今後、重要になってくるものとする。
- ・ 市が創設することを検討している「地域学校園」（中学校区単位）が地域活動団体の単位となりうるのではないか。
- ・ 地域活動団体について、市内一律で「小学校区単位」とするのではなく（特に周辺部）、歴史・伝統・生活圏を考慮してその単位を設定すべきと考える。

【条例に盛り込むべき事項】

- ◎ 地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者や市等の各主体は、協力して、小学校区を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分のもと取り組まなければならないこと。
- ◎ 執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充及び市民との協働の推進等、住民主体の地域づくりを進めなければならないこと。

（分科会で出された意見の集約事項）

- ・ 小学校区等に配慮した適正な地域区分のもと、地域におけるまちづくりを進めること。
- ・ 地域の活動団体は、必ずしも自治会とイコールではないので、さまざまな地域の組織が協働して、「地域自治」を推進すること。

（参考）

- ・ 市は、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や、市民との協働の推進など住民主体の地域づくりを進めること。（「地区行政の推進にかかる大綱」より）

(2) 総合的な市政運営

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(総合的な市政運営)

第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。

2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 「計画」－「実行」－「評価」－「改善」の「計画」に当たるところであり、宇都宮市は、総合計画（「基本構想」－「基本計画」－「実施計画」）を体系的に策定し、推進していることから、これらを踏まえる必要があるのではないか。
- ・ 行政は、市民全体のことを考え、「総合的」に市政運営を行い、行政サービスを提供しなければならないのではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 市営運営に当たっては、「総合計画ありき」である必要はなく、「総合計画重視の考え方」を見直すことがあってもいいのではないか。
- ・ 「市政運営」という表現と「市政経営」という表現が出てきているが、何か意図して使い分けていないのであれば、統一した方がいいのではないか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならないこと。
- ・ 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供しなければならないこと。
- ・ 執行機関は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進しなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 「市政運営」という表現と「市政経営」という表現が出てきているが、何か意図して使い分けていないのであれば、統一した方がいいのではないか。

(3) 健全な財政運営

《条例に盛り込みたい事項》

- 効果的な財政運営
- 財政規律の確立
- 複式簿記の導入（会計制度の変更）、バランスシートの作成

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 地方自治法第2条第14項 「最少の経費で最大の効果」
- 地方財政法第1条 「地方財政の健全性を確保」
- 宇都宮市「財政事情」の作成及び公表に関する条例
- 宇都宮市中期財政計画
- バランスシートの導入（平成11年度～）
- 行政コスト計算書の導入（平成13年度～）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(財政運営)

第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民が自ら決定し、自ら責任を負う自治を確立するためには、予算編成、執行、決算等、地方自治体の財政運営に関する情報を市民に分かりやすいかたちで提供する必要があるのではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 市が財政破綻とならないためには、情報公開をして、市民がおかしいときはおかしいと分かるようにすべき。
- ・ 「包括外部監査制度」は、行政監視の有効な手法である。「外の目」で常時、市をチェックすることが必要である。
- ・ 市には市民に分かりやすい情報を提供してほしい。受益と負担のバランスが今どうなっているのか、リスクが今どこにどのような形で存在していて、このままではどのような事態に陥る可能性があるのかということなどを、市民が分かるように提示しなければならない。
- ・ 「最少経費で最大効果」と世間ではよく言われるが、これは実現困難。「適正経費で適正効果」であるのが正しく、また、実現も可能である。
- ・ ニセコ町が作成している住民向け公表資料を見習うべきである。

- ・ 市には、事業を中止する理由を説明する必要もある。「予算が削減されたから。」だけでは事業中止の理由にならない。明瞭かつ合理的な説明をしてほしい。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならないこと。
- ・ 市長は、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 市が財政状況については、市民がおかしいときはおかしいと分かるよう、分かりやすく提示しなければならない。

(4) 行政評価

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民による行政評価（オンブズパーソン）
- 市民委員会の設置
- 執行機関や議会の監視，評価制度

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 事務事業評価，施策評価の実施，公表（平成15年度～）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 豊田市まちづくり基本条例）

（行政評価）

第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 「計画」－「実行」－「評価」－「改善」の「評価」に当たるところであり、宇都宮市では事務事業評価や施策評価の実施，公開を既に行っていることから，これらを踏まえる必要があるのではないか。
- ・ 「外部評価」や「市民評価」の観点があってもいいのではないかな。
- ・ 「協働」，「自治」についても，「行政評価」の対象としてはどうだろうか。
- ・ 「行政評価」ではなく，「協働」，「自治」も盛り込んだかたちの「市政運営評価」としてはどうだろうか。

（参考）委員から出された意見

- ・ 評価の主体は「外部」が基本になるべき。内部だけでは甘えもあって，成果が得られにくい。
- ・ 行政評価の視点として，「協働」を追加してはどうか。また，「自治評価」というものがあるといいのでは。
- ・ 行政評価の基本は，議会が「チェック機能」を果たすこと。そのために市議会議員は市民の信任を得て，投票で選出されている。
- ・ 我々議員は，議会質問の場を得ているが，この際，単なる「質問」に終始するのではなく，現状・課題と具体的な対応案を示す「提案型の議会質問」をすることが「市の監視」になると認識している。
- ・ 「行政評価」ではなく，「協働」，「自治」も盛り込んだかたちの「市政運営評価」としてはどうだろうか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、最もふさわしい方法により施策、事業等の評価を実施し、その結果を公表しなければならないこと。
- ◎ 執行機関は、協働のまちづくりの趣旨にのっとり行政運営が推進されるよう、協働のまちづくりに関する評価制度の整備及び充実に努めなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 見出しを「行政評価」ではなく「市政運営評価」として、「協働」、「自治」について評価する仕組みも盛り込んでみてはどうだろうか。

(5) 執行機関の組織

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 組織整備・定員適正化に関する方針（平成17年3月制定）
- 宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(執行機関の組織)

第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 執行機関が適切に事務を管理・執行するためには、効率的・機動的な組織体制の整備が必要と考えられる。
- ・ 本市においては、『組織整備・定員適正化に関する方針』や、『宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例』が策定されており、これらを踏まえる必要があるのではないかな。
- ・ 組織の適正化に向けて、「第三者診断」という手法も効果的ではないかな。
- ・ 職員の「専門性」を重視する人事方針が必要ではないかな。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 「市の規模」からみた「市職員の数」について、他市と比べて宇都宮市は効率的な組織となっているかな。
- ・ 組織の適正化に向けて、「第三者診断」という手法も効果があるのではないかな。
- ・ 「人事行政」について、「自治」をよく知る職員を育てる必要・責任が市にはあるのではないかな。そのためには、長く同一部課で勤務する職員がいてもいい。つまり、職員の「専門性」を重視する人事方針が必要と考える。
- ・ 地元をよく知る職員を地区市民センターに長く配属することは、地域にとってはありがたいこと。地元には、地元で溶け込んだ職員が必要だ。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 執行機関の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機動的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならないこと。
- ・ 執行機関の組織は、別に条例で定めるところにより、その公表を行わなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 「人事行政」については、市民ニーズも捉え、どのような職員像を目指すのかを踏まえて編成されるべき。

(6) 行政手続

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

○ 宇都宮市行政手続条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(豊田市まちづくり基本条例)

(行政手続)

第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 執行機関の事務の管理・執行に当たって、公正の確保と透明性の向上を図るため、既に『宇都宮市行政手続条例』が策定されていることから、これを踏まえる必要があるのではないか。
- ・ 行政指導については、対応期限を明確にすべきではないか。
- ・ 行政手続条例について、市民と意見交換することが必要ではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 行政手続条例について、市民と意見交換することが必要ではないか。
- ・ 行政指導については、市民の対応期限を市は明確にすべき。行政は、時間感覚が乏しい。「時間＝コスト」であることを強く認識すべき。民間を見習ってほしい。
- ・ 時間節約の考えについて言えば、転入手続をとるために市民が多くの課を回らなくて済むよう、「総合窓口」を設置する市役所がある。この姿勢は、本市も見習うべきと考える。
- ・ 「市民が課に出向く」のではなく、「職員が市民に出向く」ような考え方があって然るべき。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関する基準を明らかにし、公正で透明な行政手続の確保に努めなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 行政指導の対応期限など、処分、行政指導、届出に関する手続に関する基準を明らかにすべき。

(参考)

- ・ 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行うこと。(「宇都宮市行政手続条例」より)

(7) 条例の制定及び活用

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(条例の制定及び法令の活用)

第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 地方自治体は、自治事務の執行に当たり、必要に応じ、条例、規則等を制定し、自らの責任で法令の解釈を行っていく必要がある。
- ・ 『地方自治法』にも記載されている「市民の福祉の増進」を目的として、条例・規則の制定・解釈や法令の解釈をしていくべきことを明確化しておくことが望ましいのではないか。
- ・ 個別の条例を制定するに当たっては、自治基本条例の趣旨から大きくそれないようにすべきではないか。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 条例の実効性を高めるためには、罰則規定を積極的に盛り込んでいくべき。
- ・ 細部については、個別の条例で規定するにしても、大まかなところは、自治基本条例の趣旨にそれないようにするべきではないか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 個別の条例を制定するに当たっては、自治基本条例の趣旨から大きくそれないようにすべきではないか。

(8) 法令の遵守

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(法令の遵守)

第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 行政（執行機関）は、不当に市民の権利や利益を侵害することのないよう、市民の代表である市議会や、国民の代表である国会が制定した法令（条例・規則を含む。）に基づいて活動することが求められており、適切に法令遵守体制を構築する必要がある。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 自治基本条例の文言に各市で違いがあるようだ。「法令遵守体制を構築します。」と「法令遵守体制を構築するよう努める。」では、受ける感じが大きく違う。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 執行機関は、公正かつ民主的な市政運営を実現するため、法令遵守体制を構築しなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 法令遵守体制を構築するよう‘努める’のではなく、‘構築する’として、その意思を強く表示すべきではないか。

(9) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 行政需要の多様化や地域の課題の広域化など、一自治体では対応できない公共的課題が増加してきていることから、たとえ宇都宮市が自立した自治を確立しようとしているとしても、必要に応じ国や他の地方公共団体と連携・協力していくことを明記しておくことは必要なのではないかな。
- ・ 県内における連携に当たっては、単なる連携だけではなく、県都としてのリーダーシップを発揮するといった記述があってもいいのではないかな。

(参考) 委員から出された意見

- ・ 宇都宮市は、県の4分の1の人口を有しており、「他団体との連携」だけでは踏み込みが足りない。「リーダーシップを発揮する」という文言は県都である本市だからこそ言えることなので、そういった記述があってもいいのではないかな。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、共通する課題を解決するため、国及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。
- ◎ 前項の場合において、特に県内における共通課題の解決に当たっては、市は、県都として積極的に連携及び協力を図るよう努めなければならないこと。

(分科会で出された意見の集約事項)

- ・ 県内での連携に当たっては、県都として「リーダーシップを発揮する」という文言を入れられないかな。

(10) 条例の見直し

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 「4年を超えない期間で見直しする。」といったような、定期的な見直し規定を盛り込むことも検討してもいいのではないか。一意見として。
- ・ 自治体の憲法として、この条例は普遍的な存在でなければならず、規定として厳格に「見直し期間」を盛り込む必要はないのではないか。

（参考）委員から出された意見

- ・ 自治基本条例の「見直し規定」があってもいいのではないか。例えば、「4年を超えない期間で見直しする」など、定期的な見直し規定を盛り込むことも検討してもいいのではないかと思う。